

平成 26 年度山陽小野田市生活交通ネットワーク計画  
 (地域内フィーダー系統確保維持計画) (案)

計画期間 平成 27 年度から平成 29 年度

平成 26 年 6 月 23 日

山陽小野田市地域公共交通会議

会長 小野 信

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

山陽小野田市では、鉄道や路線バス、コミュニティバス等が運行されており、地域住民の日常生活における移動手段の確保を行っているが、高齢化の進展や合併に伴う生活圏域の広域化等により市民の移動ニーズは多様化しており、こうしたニーズに対応した効率的、効果的な公共交通サービスの構築が急務となっている。

厚狭北部地域においては、マイカーの普及や人口減等に伴う利用者の減少を受けて民間事業者による路線バスが運行廃止となり、現在、市が主体となって委託して「厚狭北部便」を運行しているが、利便性が低く、近年、利用者が減少傾向にある。一方で、高齢化等によりマイカーを利用できず、日常生活における移動に支障をきたす高齢者が増加することが予想され、地域に適した効果的・効率的な移動サービスが課題となっている。

このような中、本市では、平成 25 年 2 月に公募に応募した市民 18 名からなる山陽小野田市まちづくり市民会議「デマンド交通検討部会」を立ち上げ、市の公共交通空白・不便地域における市民の公共交通手段について協議を重ねたほか、平成 26 年 3 月に交通事業者や住民の代表、行政関係者等で組織する「山陽小野田市地域公共交通会議」を発足させ、厚狭北部地域にとって望ましい公共交通のあり方について検討を行い、当該地域でデマンド型乗合タクシーの運行を開始することとした。

今後も、バス路線から離れた地域住民（高齢者や児童・生徒等）やマイカーを自由に利用できない住民の通院・買い物・通学等を中心とした生活を守るためには、地域の周辺部から幹線につなぐ結節点までの地域内フィーダー路線を確保していくことが不可欠であり、地域公共交通確保維持事業費補助金を活用し、厚狭北部地域の公共交通の利便性向上を図っていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

<目標>

・ 1 日当たりの利用者数

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	33 人以上	35 人以上	40 人以上

平成 25 年度にデマンド交通導入に伴い実施した自治会長及び民生児童委員へのアンケート調査結果より、デマンド型乗合交通が導入された場合の 1 日当たりの利用

者の見込みを算出したところ、約33人であった。この利用者見込みを平成27年度の目標値として設定し、運行開始後においては、利用者の意見を聞きながら、改善・改良を加え、より良い運行を行うことで、利用者の増加を図ることとする。

<効果>

- ・高齢者等、マイカーを自由に利用できない住民の日常生活（通院、買い物等）における移動手段が確保できる。
- ・地域内に存在する、一定の需要が見込めるものの既存のバス路線から離れた不便地域の移動手段が確保できる。
- ・結節点を JR 厚狭駅とすることで、鉄道、広域路線バスや地域間幹線系統との接続により市街地などの広域的な移動手段が確保できる。
- ・地域住民（特に高齢者）の外出機会の増加につながり、住民の健康福祉の増進、地域の活性化に寄与することができる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱という。）

「表1」添付

○「表1」添付資料

①運行系統図

②厚狭北部地域デマンド交通実証運行

③参考資料（1回当たりサービス提供時間）

○補助要件の具備

①要綱別表⑥のロ…別添「厚狭北部地域デマンド交通実証運行」参照

②要綱別表⑥のハ…平成27年1月から3月までは周知期間のため、厚狭北部便と平行して運行。平成27年4月からは厚狭北部便を減便し、厚狭北部の交通空白時間帯に運行。

③要綱別表⑥のニ…新たに運行を開始するもの

○運行予定者の選定について

指名型プロポーザルにより選定する。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

補助金交付要綱「表2」添付

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

未定（今後選定する）

6. 補助金の交付を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法 (活性化法法定協議会を補助対象事業者としないため、記載なし)	
7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 (地域内フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)	
8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 (地域内フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)	
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要 補助金交付要綱「表5」添付	
10. 車両の取得に係る目的・必要性 (車両の取得を行わないため、記載なし)	
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 (車両の取得を行わないため、記載なし)	
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、地方公共団体、要する費用の総額、負担者及びその負担額 (車両の取得を行わないため、記載なし)	
13. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) (車両の取得を行わないため、記載なし)	
14. 協議会の開催状況と主な議論	
平成26年3月27日 (第1回会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山陽小野田市地域公共交通会議の設立について</li> <li>・厚狭北部地域等におけるデマンド交通の実証運行について協議</li> <li>・コミュニティバスの運賃について</li> </ul>
平成26年6月23日 (第2回会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度山陽小野田市生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)について</li> <li>・厚狭北部便の減便について</li> </ul>

以後、「年3回開催予定」

#### 15. 利用者等の意見の反映状況

- ・平成25年2月～平成25年4月、山陽小野田市まちづくり市民会議「デマンド交通検討部会」を開催（合計6回）し、市民の公共交通手段について協議
- ・平成25年12月、自治会長及び民生児童委員へのアンケート調査を実施し、移動ニーズや利用意向等を把握し、運行計画に反映
- ・平成26年2月、既存の厚狭北部便の利用者に対して聞き取り調査を実施し、見直しにあたっての意向等を把握
- ・平成26年3月、地域公共交通会議の構成員として公募市民が参加
- ・平成26年5月、住民説明会を計3回開催

#### 16. 協議会メンバーの構成

一般旅客自動車運送事業者	船木鉄道株式会社
	サンデン交通株式会社
	宇部市交通局
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	小野田タクシー協会
市民	公募市民（2名）
運輸局・運輸支局	中国運輸局 山口運輸支局
運転者が組織する団体	船木鉄道株式会社 労働組合
道路管理者	中国地方整備局 山口河川国道事務所 宇部国道維持出張所
	山口県 宇部土木建築事務所
警察	山陽小野田警察署
学識経験者	小野田商工会議所
	山陽商工会議所
山陽小野田市	山陽小野田市 産業振興部

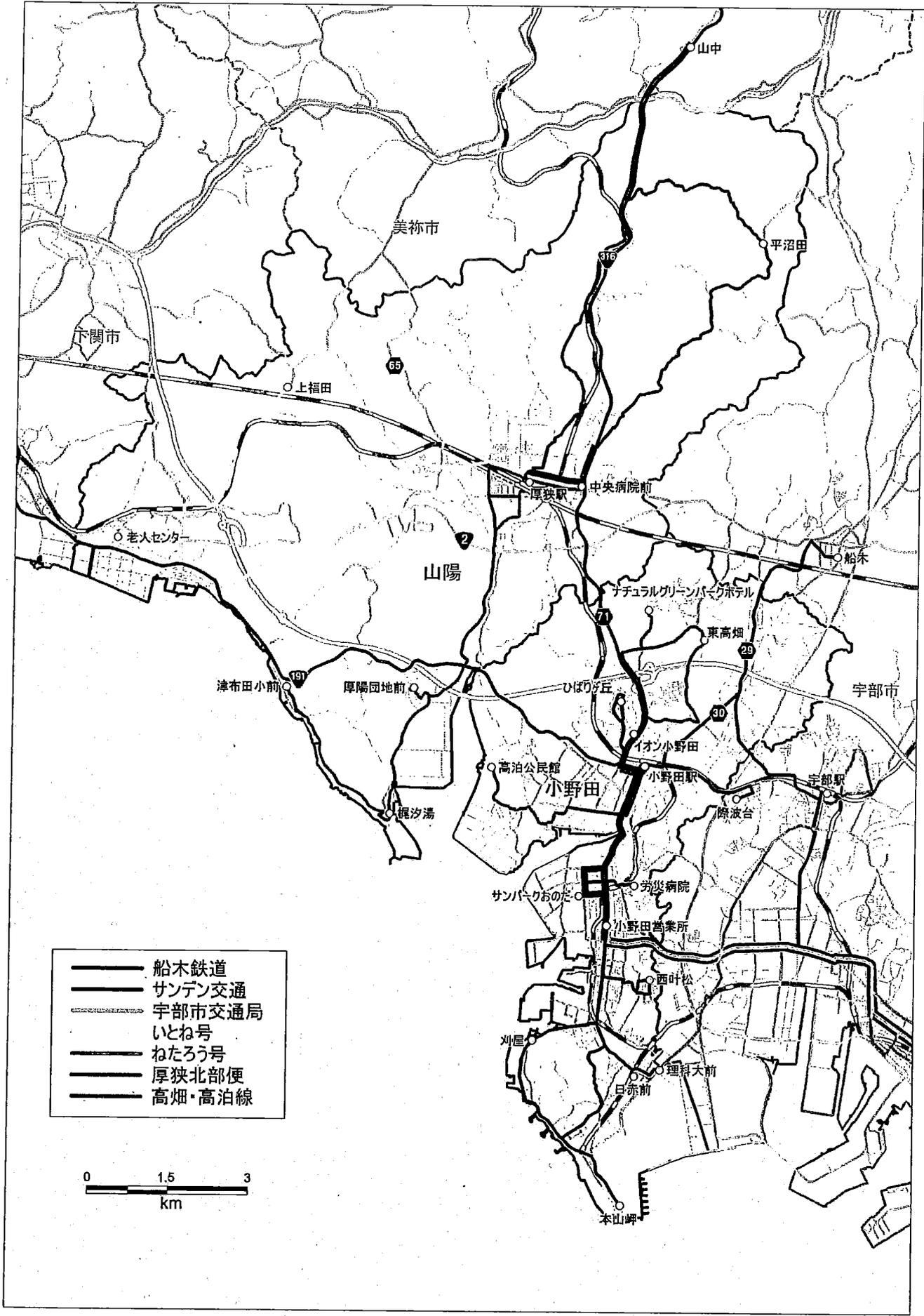
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【27年度】

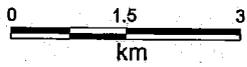
都道府県 (市区町村)	運行予定者名 (申請番号)	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	幹 線特 例措 置	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス 型/デマン ド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で 該当する 要件
山口県 山陽小 野田市	(1) 未定1	松ヶ瀬、平沼田、 不動寺原 方面	地域内 ファイダー		724.0 千円	デマンド型	①	・地域対象地域間系統と接続 (船木鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統と厚 狭駅停留所にて接続) ・乗り継ぎに適したダイヤの設定	①
	(2) 未定2	湯ノ峠、陽光台、 山川 方面	地域内 ファイダー		613.5 千円	デマンド型	①	・地域対象地域間系統と接続 (船木鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統と厚 狭駅停留所にて接続) ・乗り継ぎに適したダイヤの設定	①
					0.0 千円				
					0.0 千円				
合 計					1,337千円				

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人~150人の系統に  
ついては「2」を記載する。



- |  |        |
|--|--------|
|  | 船木鉄道   |
|  | サンデン交通 |
|  | 宇部市交通局 |
|  | いとね号   |
|  | ねたろう号  |
|  | 厚狭北部便  |
|  | 高畑・高泊線 |





## 厚狭北部地域デマンド交通実証運行

### 1. 目的

- ・高齢者等、マイカーを自由に利用できない人の日常生活（通院、買い物等）における移動手段の確保
- ・地域内に存在する、一定の需要が見込めるものの既存のバス路線から離れた不便地域への移動手段の確保

### 2. 事業主体

山陽小野田市

### 3. 運行主体

運行開始までに道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みの交通事業者

### 4. 運行主体選定方法

プロポーザルにより選定する。

### 5. 試験運行期間・本格運行

試験運行期間 平成27年1月～平成27年9月30日

本格運行 平成28年4月～

### 6. 対象エリア・対象者

次の26自治会範囲内に居住する住民のうち、事前に利用登録を行った方を利用対象者とする。

#### <対象エリア>

『松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線』

柳瀬、赤川、稲倉、松ヶ瀬、随光、奥ノ浴、宗末、平沼田、森広、高の巣、粳の木、石束、不動寺原西、不動寺原東、緑ヶ原団地、厚狭緑ヶ丘、今市

※稲倉自治会（H26.5.29付け廃止）

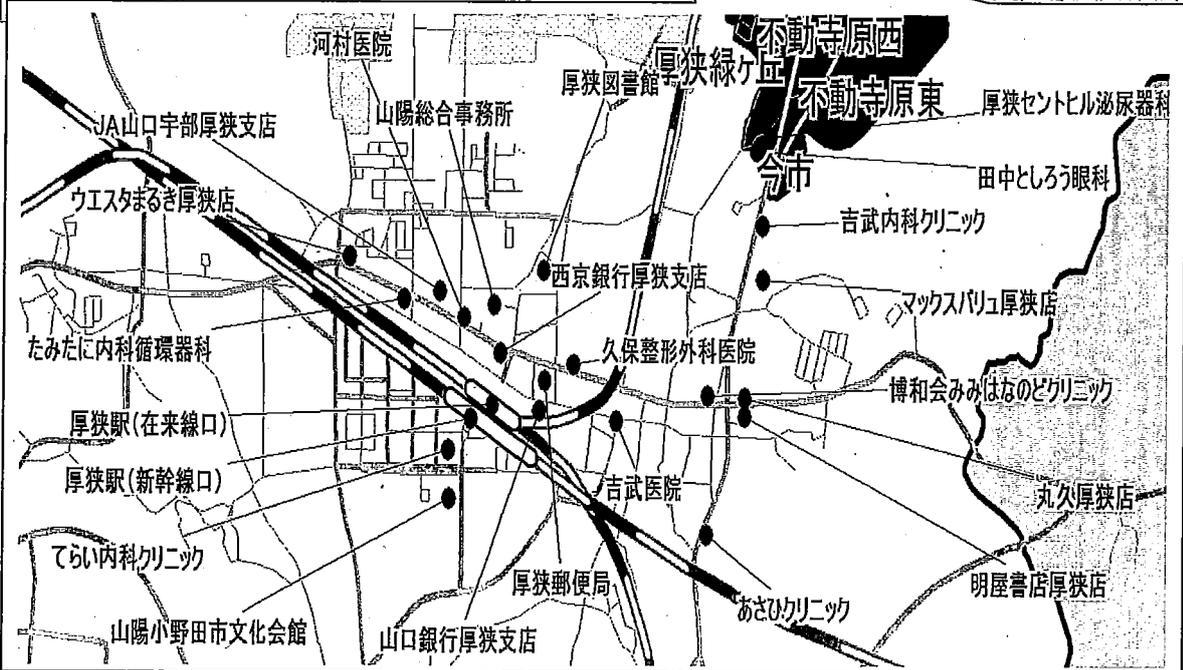
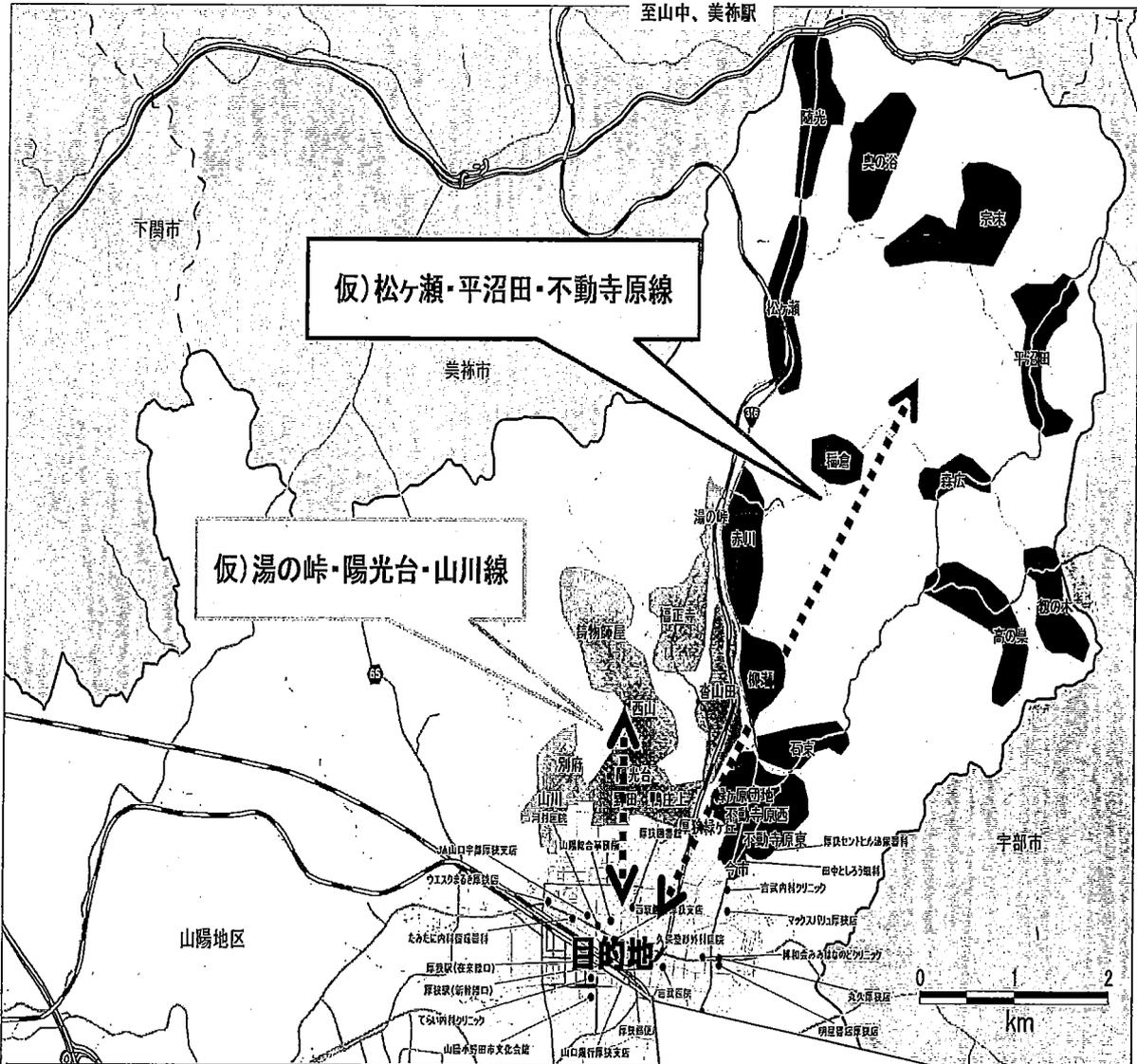
『湯の峠・陽光台・山川線』

湯の峠、福正寺、沓山田、鴨庄上、西山、鋳物師屋、陽光台、野田、別府、山川

#### <目的地側の乗降場所>

厚狭駅周辺（北側・南側）及び加藤周辺の公共施設、商業施設等

【対象エリア図】



## 7. サービス内容

### ① 運行形態

予約乗合（デマンド）型 ※ドア・ツー・ドア方式（基本ダイヤあり）

### ② 運行日

平日のうち週3日運行（年末年始 12/29～1/3、祝日は運休）

### ③ 運行便数

3往復／1日

※ダイヤは以下を想定するが、運行事業者を選定後に試走を踏まえて調整する。

#### 『松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線』

上り

	1便	2便	3便
柳瀬	7:40	9:00	13:30
稲倉	↓	↓	↓
随光			
平沼田			
粳の木			
今市			
厚狭地域 中心部	↓	↓	↓

下り

	1便	2便	3便
厚狭地域 中心部	10:30	12:00	15:30
今市	↓	↓	↓
粳の木			
平沼田			
随光			
稲倉			
柳瀬	↓	↓	↓

#### 『湯の峠・陽光台・山川線』

上り

	1便	2便	3便
湯の峠	7:50	9:00	13:30
鴨庄上	↓	↓	↓
鋳物師屋			
山川			
厚狭地域 中心部	↓	↓	↓

下り

	1便	2便	3便
厚狭地域 中心部	10:30	12:00	15:30
山川	↓	↓	↓
鋳物師屋			
鴨庄上			
湯の峠	↓	↓	↓

#### ④ 運行車両

基本車両（1 台目）は運行事業者所有の 10 人乗りジャンボタクシー車両で運行することを基本とするが、事業者が自社の営業で当該車両を使用する予定がある日は、セダンタクシー車両（複数）で運行する。

便ごとの予約者数が基本車両の乗車定員を上回る場合は、追加車両（セダンタクシー車両）で続行便を運行する。

表 運行車両のイメージ

基本車両（1 台目）	追加車両（予約人数が基本車両の乗車定員を超える場合）
ジャンボ 	ジャンボ 
セダン 	セダン 

#### ⑤ 運賃

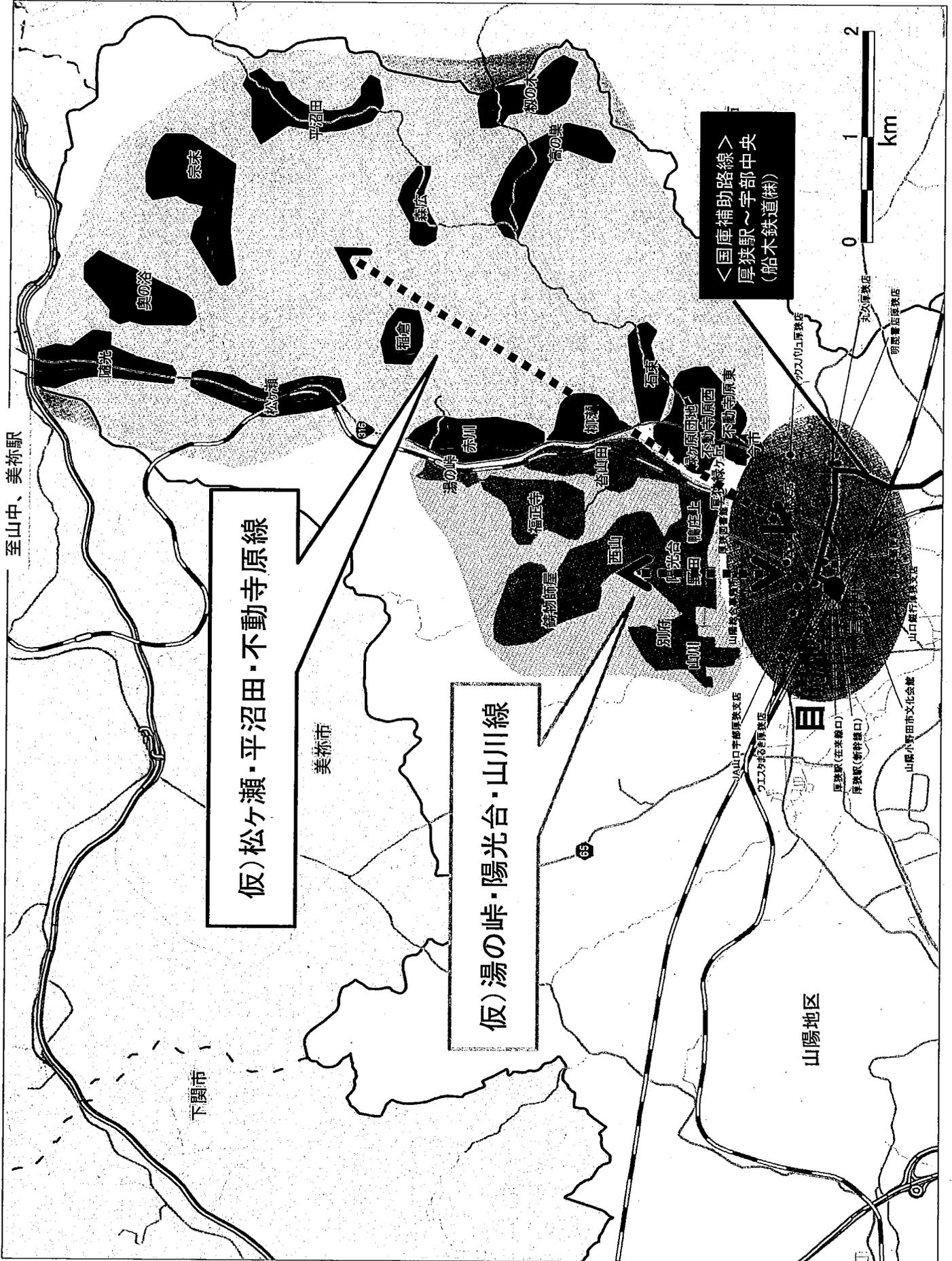
1 乗車 300 円

※利用促進策として回数券を発行する

#### ⑥ 各便の予約締切時間

・各便の予約締切は運行開始の 1 時間前程度

至山中、美祢駅



仮) 松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線

仮) 湯の峠・日光台・山川線

<国庫補助路線>  
厚狭駅～宇部中央  
(船木鉄道株)



(参考資料) 1回当たりのサービス提供時間

エリア① サービス提供時間 7:30～16:40

7:30 7:40	7:40 7:50	7:50 8:00	8:00 8:50	8:50 9:00	10:00	10:30	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:30	15:30	16:30 16:40
車庫 回送 10分	1便 柳瀬～厚狭駅(60分)	回送 10分	2便 柳瀬～厚狭駅(60分)	休憩 30分	3便 厚狭駅～柳瀬(60分)	回送 10分	4便 厚狭駅～柳瀬(60分)	休憩 30分	5便 柳瀬～厚狭駅(60分)	休憩 60分	6便 厚狭駅～柳瀬(60分)	回送 10分		

実運行時間 60分×6便+回送時間(10分×4回)=400分

待機時間 10分+20分=30分 (30分以上は休憩時間とした)

1回あたりの平均実運行時間 実運行時間400分÷運行回数6回=66.6分

1回当たりのサービス提供時間

1回当たりの平均実運行時間(66.6分)+(1日当たりの平均待機時間(30分))÷1日当たりの運行回数(6回)=71分≒1.1時間

エリア② サービス提供時間 7:40～16:30

7:30 7:40	7:40 7:50	8:40 8:50	8:50 9:00	10:30	11:20 11:30	12:00	12:30	13:30	14:20	15:30	16:20 16:30	
車庫 回送 10分	1便 湯の峰～厚狭駅(60分)	回送 10分	2便 湯の峰～厚狭駅(60分)	休憩 40分	3便 厚狭駅～湯の峰(50分)	休憩 30分	4便 厚狭駅～湯の峰(50分)	休憩 30分	5便 湯の峰～厚狭駅(60分)	休憩 70分	6便 厚狭駅～湯の峰(50分)	回送 10分

実運行時間 50分×6便+回送時間(10分×4回)=340分

待機時間 10分×1回(30分以上は休憩時間とした)

1回あたりの平均実運行時間 実運行時間340分÷運行回数6回=56.6分

1回当たりのサービス提供時間

1回当たりの平均実運行時間(56.6分)+(1日当たりの平均待機時間(10分))÷1日当たりの運行回数(6回)=58.2分≒0.9時間

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	未定1
------	-----

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	486 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	486 千円
	営業費用	3,708 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	3,708 千円
	営業損益	▲ 3,222 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 3,222 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	712.8 時間	経常収支率	13.10 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	5,202円.02銭	2,714円.33銭	2,714円.33銭	681円.81銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間 ク
			発地	営業区域	着地							
山陽	1	厚狭北部1	柳ヶ瀬	松ヶ瀬、平沼田、不動寺原	JR厚狭線	108 日	648.0 回	1.1 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	712.8 時間
						日	回	時間	時間	0.0 時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統							1.1 時間	0.0 時間	0.0 時間		712.8 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額: カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額: ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	1,934,774円	485,994円	1,448,780円	1,448,780円	1,448千円	724.0 千円		
合計		1,934,774円	485,994円	1,448,780円	1,448,780円	1,448 千円	724 千円	14,978 千円	724 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	3,222,005 円										
		円										
		円										
		円										
合計		3,222,005 円	2,498,005 円		%	2,498,005円	100 %		%	0円	0 %	

- (1) 記載要領
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
  - 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
  - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
  - 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
  - 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
  - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
  - 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
  - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
  - 「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）+（1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数）】により算出すること。
  - 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
  - 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
  - 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
  - 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
  - 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
  - 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
  - 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
  - サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
  - 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
  - 回送時間について、乗客が降車した後、掃庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（掃庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
  - 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	未定2
------	-----

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	356 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	356 千円
	営業費用	3,431 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	3,431 千円
	営業損益	▲ 3,075 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 3,075 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	583.2 時間	経常収支率	10.37 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	5,883円.05銭	2,714円.33銭	2,714円.33銭	610円.42銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
山陽	2	厚狭北部2	湯ノ峠	湯ノ峠、陽光台、山川	JR厚狭駅	108 日	648.0 回	0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	583.2 時間
						日	回	時間	時間	0.0 時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統						0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間			583.2 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額: カ	チ×ワ以上の額: コ	カーヨ=タ	タ×ワ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
山陽	2	1,582,997円	355,996円	1,227,001円	1,227,001円	1,227千円	613.5 千円		
合計		1,582,997円	355,996円	1,227,001円	1,227,001円	1,227 千円	613 千円	14,978 千円	613 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	2	3,074,998 円										
		円										
		円										
		円										
合計		3,074,998 円	2,461,998 円		%	2,461,998 円	100 %		%	0 円	0 %	

- (1) 記載要領
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
  - 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
  - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
  - 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
  - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
  - 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
  - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
  - 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)÷(1日あたり平均待機時間÷1日あたり運行回数)】により算出すること。
  - 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
  - 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
  - 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(フ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
  - 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
  - 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
  - サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
  - 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
  - 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
  - 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【28年度】

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名 (申請番号)	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	幹 線特 例措 置	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			基準にて 該当する 要件
						乗合バス 型/デマン ド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	
山口県 山陽小 野田市	(1) 未定1	松ヶ瀬、平沼田、 不動寺原線	地域内 ファイダー		979.0 千円	デマンド型	①	・補助対象地域対象地域間系統と接続 (船木鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統と厚 狭駅停留所にて接続) ・乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
	(2) 未定2	湯ノ峠、陽光台、 山川線	地域内 ファイダー		829.0 千円	デマンド型	①	・補助対象地域対象地域間系統と接続 (船木鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統と厚 狭駅停留所にて接続) ・乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
					0.0 千円				
					0.0 千円				
		合 計			1,808 千円				

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	未定1
------	-----

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	657 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	657 千円
	営業費用	5,009 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	5,009 千円
	営業損益	▲ 4,352 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 4,352 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス提供 時間(ニ)	963.6 時間	経常収支率		13.11 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 $\text{ロ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{ホ}$	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとヘのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{チ}$
山陽	5,198円.21銭	2,714円.33銭	2,714円.33銭	681円.81銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	1回当たりサービス提供時 間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助ブ ロック 市区町村外乗入 部分に係るサービス 提供時間	補助ブロック外乗 り入れ部分及び同一 補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分 以外のサービス提 供時間の比率	計画サービス 提供時間
			発地	営業 区域	着地							
山陽	1	厚狭北部1	柳ヶ瀬	松ヶ瀬、平沼 田、不動寺原	JR厚狭線	146 日	876.0 回	1.1 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	963.6 時間
						日	回	時間	時間	0.0 時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統						1.1 時間	0.0 時間	0.0 時間		963.6 時間	

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアの うちいずれ か少ないほ うの額)
		$\text{ト} \times \text{ワ}$ 以下の額: カ	$\text{チ} \times \text{ワ}$ 以上の額: コ	カーヨ=タ	タ×ワ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
山陽	1	2,615,528円	656,992円	1,958,536円	1,958,536円	1,958千円	979.0千円		
合計		2,615,528円.	656,992円.	1,958,536円.	1,958,536円.	1,958 千円	979 千円	14,978 千円	979 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	4,352,003 円										
		円										
		円										
		円										
合計		4,352,003 円	3,373,003 円		%	3,373,003円	100 %		%	0円	0 %	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(ワ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)÷(1日あたり平均待機時間÷1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、掃庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(掃庫途中)に乗用事業による記車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	未定2
------	-----

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	481 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	481 千円
	営業費用	4,637 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,637 千円
	営業損益	▲ 4,156 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 4,156 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス提供 時間(ニ)	788.4 時間	経常収支率		10.37 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	5,881円.53銭	2,714円.33銭	2,714円.33銭	610円.09銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	1回当たりサービス提供時 間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助ブ ロック 市区町村外乗入 部分に係るサービス 提供時間	補助ブロック外乗 り入れ部分及び同一 補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分 以外のサービス提 供時間の比率  (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス 提供時間
			発地	営業 区域	着地							
山陽	2	厚狭北部2	湯ノ峠	湯ノ峠、陽光 台、山川	JR厚狭駅	146 日	876.0 回	0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	788.4 時間
						日	回	時間	時間	0.0 時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計		系統					0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間			788.4 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラの うちいずれ か少ないほ うの額)
山陽	2	2,139,977円	480,994円	1,658,983円	1,658,983円	1,658千円	829.0 千円		
合計		2,139,977円.	480,994円.	1,658,983円.	1,658,983円.	1,658 千円	829 千円	14,978 千円	829 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合														
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要						
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合							
山陽	2	4,156,004	円															
			円															
			円															
			円															
合計		4,156,004	円	3,327,004	円		%	3,327,004	円	100	%		%	0	円	0	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含まない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の実運行時間は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【29年度】

都道府県 (市区町村)	運行予定者名 (申請番号)	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	幹 線特 例措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			基準二で 該当する 要件
						乗合バス 型/デマン ド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	
山口県 山陽小 野田市	(1) 未定1	松ヶ瀬、平沼田、 不動寺原 方面	地域内 ファイダー	965.5 千円		①	①	・補助対象地域対象地域間系統と接続 (船木鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統と厚 狭駅停留所にて接続) ・乗り継ぎに適したダイヤの設定	①
	(2) 未定2	湯ノ峠、陽光台、 山川 方面	地域内 ファイダー	817.5 千円		①	①	・補助対象地域対象地域間系統と接続 (船木鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統と厚 狭駅停留所にて接続) ・乗り継ぎに適したダイヤの設定	①
				0.0 千円					
				0.0 千円					
		合 計		1,783千円					

(注)

- 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【29年度】

都道府県 (市区町村)	運行予定者名 (申請番号)	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	幹 線特 例措 置	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス 型/デマン ド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で 該当する 要件
山口県 山陽小 野田市	(1) 未定1	松ヶ瀬、平沼田、 不動寺原 線	地域内 ファイダー		965.5 千円	デマンド型	①	・補助対象地域間幹線系統と接続 (船木鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統と厚 狭駅停留所にて接続) ・乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
	(2) 未定2	湯ノ峠、陽光台、 山川 線	地域内 ファイダー		817.5 千円	デマンド型	①	・補助対象地域間幹線系統と接続 (船木鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統と厚 狭駅停留所にて接続) ・乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
					0.0 千円				
					0.0 千円				
		合 計			1,783千円				

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	未定1
------	-----

平成29年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	648 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	648 千円
	営業費用	4,942 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,942 千円
	営業損益	▲ 4,294 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 4,294 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	950.4 時間	経常収支率	13.11 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	5,199円.91銭	2,714円.33銭	2,714円.33銭	681円.81銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
		発地	営業区域	着地							
山陽	1	厚狭北部1	柳ヶ瀬	松ヶ瀬、平沼田、不動寺原	144 日	864.0 回	1.1 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	950.4 時間
					日	回	時間	時間	0.0 時間		時間
					日	回	時間	時間	時間		時間
					日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統					1.1 時間	0.0 時間	0.0 時間			950.4 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額: カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額: ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	2,579,699円	647,992円	1,931,707円	1,931,707円	1,931千円	965.5 千円		
合計		2,579,699円.	647,992円.	1,931,707円.	1,931,707円.	1,931 千円	965 千円	14,978 千円	965 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ノの負担者とその負担割合												
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体 的概要				
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合					
山陽	1	4,294,002	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
合計		4,294,002	円	3,329,002	円	%	3,329,002	円	100	%	%	0	円	0	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表1（附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）÷（1日あたり平均待機時間÷1日あたり運行回数）】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ワ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の実運行時間は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	未定2
------	-----

平成29年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	475 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	475 千円
	営業費用	4,576 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	4,576 千円
	営業損益	▲ 4,101 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 4,101 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	777.6 時間	経常収支率	10.38 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	5,884円.77銭	2,714円.33銭	2,714円.33銭	610円.85銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック、市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
山陽	2	厚狭北部2	湯ノ峠	湯ノ峠、陽光台、山川	JR厚狭駅	144 日	864.0 回	0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	777.6 時間
						日	回	時間	時間	0.0 時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統							0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間		777.6 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額: カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額: コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ワ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	2	2,110,663円	474,996円	1,635,667円	1,635,667円	1,635千円	817.5 千円		
合計		2,110,663円.	474,996円.	1,635,667円.	1,635,667円.	1,635 千円	817 千円	14,978 千円	817 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	2	4,101,001 円										
		円										
		円										
		円										
合計		4,101,001 円	3,284,001 円		%	3,284,001円	100 %		%	0円	0 %	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「i回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、掃庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(掃庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	山陽小野田市
------	--------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	45,669
交通不便地域	45,669

交通不便地域の内訳

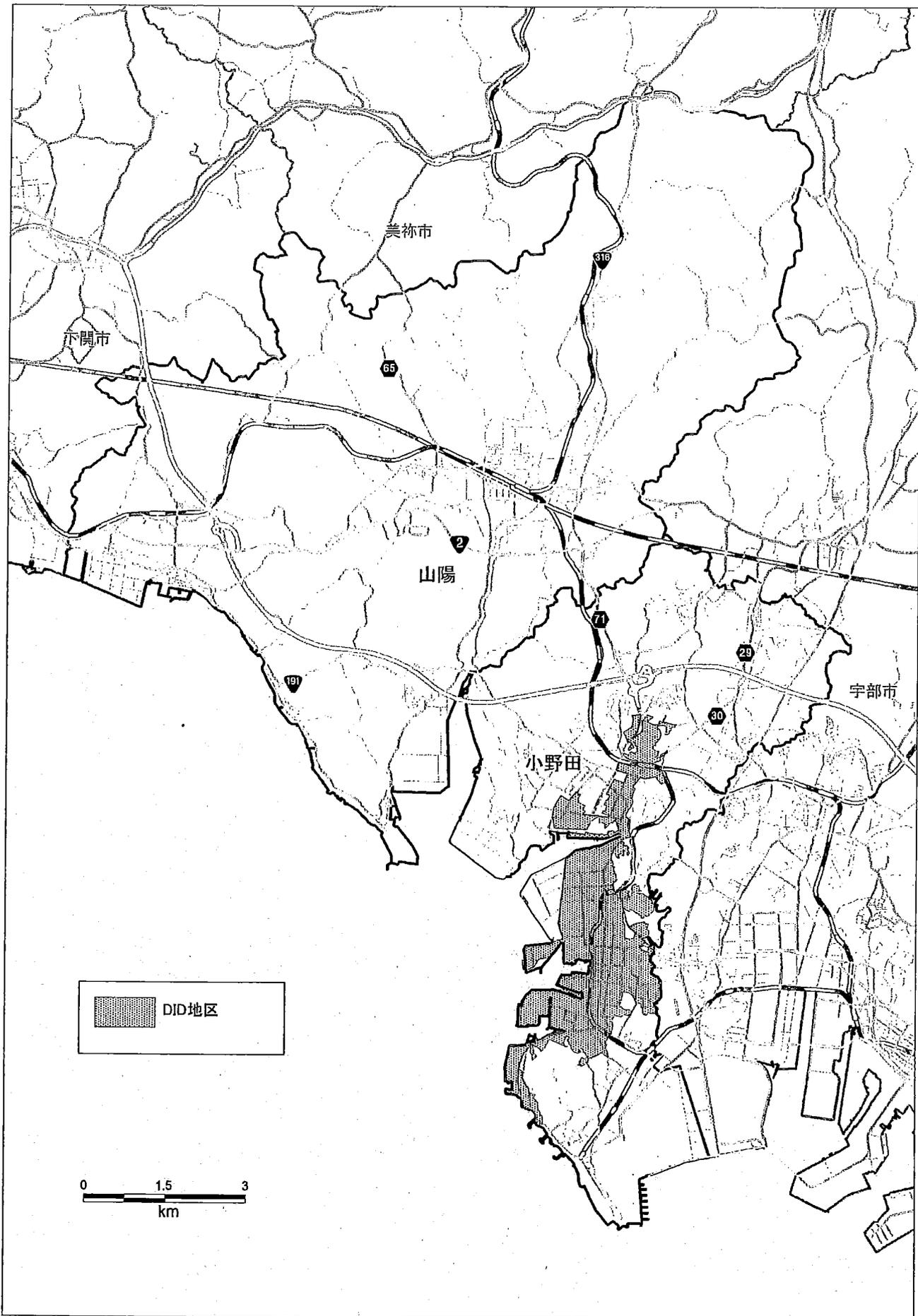
人口	対象地区	根拠法
45,669	山陽小野田市のDID地区以外の地区	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



[トップページ](#) > [組織で探す](#) > [情報管理課](#) > 平成22年国勢調査結果をお知らせします

## 平成22年国勢調査結果をお知らせします

[通常ページへ戻る](#) 掲載日:2013年3月27日更新

### 平成22年国勢調査結果

平成22年10月1日現在で実施しました「平成22年国勢調査」の人口等基本集計、産業等基本集計及び従業地・通学地による人口・産業等集計の確定結果が、総務省統計局から公表されましたのでお知らせします。

#### 人口及び世帯数

- ・人口 64,550人 (男30,278人、女34,272人)
- ・世帯数 25,536世帯

#### 結果の統計表

##### (1) 人口等基本集計

##### 1. 人口、人口増減、面積及び人口密度

	人口		平成17年～平成22年の人口増減		面積 (平方キロメートル)	人口密度 (平方キロメートル当たり)
	平成22年	平成17年	実数	率(%)		
					1)	
山陽小野田市	64,550	66,261	△1,711	△2.6	132.99	485.4
(旧 小野田市)	43,300	44,379	△1,079	△2.4	43.05	1,005.8
(旧 山陽町)	21,250	21,882	△632	△2.9	89.81	236.6

1) 国土交通省国土地理院「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」による

##### 2. 世帯数

	世帯数	
	平成22年	平成17年
山陽小野田市	25,536	25,336
(旧 小野田市)	17,381	17,171
(旧 山陽町)	8,155	8,165

##### 3. 男女別人口

	平成22年			平成17年		
	総数	男	女	総数	男	女
山陽小野田市	64,550	30,278	34,272	66,261	31,176	35,085
(旧 小野田市)	43,300	20,325	22,975	44,379	20,888	23,491
(旧 山陽町)	21,250	9,953	11,297	21,882	10,288	11,594

##### 4. 人口集中地区(DID)

	平成22年	平成17年	増減数	増減率
人口	18,881	19,429	△548	△2.8
面積(平方キロメートル)	7.65	7.57	—	—
人口密度(平方キロメートル当たり)	2468.1	2566.6	—	—

